官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔告示〕
○都県の境界にわたる市の境界変更の件（総務三〇三）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務一九六）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二〇八八～二〇九四）　二
○保安林の指定を解除する件（同二〇九五～二〇九八）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同二〇九九）　四
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二一〇〇）　八
○肥料の登録が失効した件（同二一〇一）　八
○高速自動車国道に関する件（国土交通一三二五）　九
○道路に関する件（関東地方整備局二八三、二八四）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一〇二）　九
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　一〇
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示五、島根同四）　一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他
告示　一〇

告示

○総務省告示第三百三号

都県の境界にわたる市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第三項の規定により、東京都町田市と神奈川県相模原市との境界を次のとおり変更したので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の境界変更は、令和二年十二月一日からその効力を生ずるものとする。

令和二年十月二十八日

総務大臣　武田　良太

神奈川県相模原市から東京都町田市に編入する区域

相模原市中央区宮下本町二丁目二七四の一、二二七四の三から二二七四の八まで、緑区橋本四丁目八の一、八の二、九の二、九の三の一部、九の四の一部、九の五、三五の一、三五の二の一部、三五の三、五五の一の一部、五五の二の一部、五六の一の一部、四七六の一、四七六の二の一部、四七六の四から四七六の六までの各一部、四七七の一から四七七の七まで、橋本五丁目九の一の一部、九の三、九の四の一部、町屋二丁目三三四六の一部、町屋三丁目三三七二の一部、三三七三の一部、三三七四の一、三三七四の二、三三七四の三の一部、三三七五、三三七六の一、三三七六の二、三三七七の一の一部、三三七七の二、三三七七の三の一部、三四〇の三の一部、三四四一の五の一部、広田三八二一の一部、三八二二の一の一部、三八三〇の三の一部、三八三〇の四の一部、三八七八の三の一部、三八八〇の四二の一部、三八八〇の四四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに緑区東橋本三丁目四九五の六、橋本四丁目九の三、二五の三〇、三七の七、三九の一、四七五の五一、四七六の三、四七六の六、四九五の二から四九五の四まで、橋本五丁目九の一、九の三、九の八、町屋二丁目三三二二の八、三三三二の九、三三四四の三、三三四五の三、三三五〇の二、三三五二の二、町屋三丁目三三六九の二、三三六九の七、三三七〇の五、三三七一の一、三三七一の二、三三八〇の七、三四三三の三、三四三三の五、三四三五の一一、三四四一の三、広田三七六一の二、三八八〇の四〇、三八八〇の四一の地先の水路である国有地の一部

東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域

町田市小山町字二十九号三一八四の一、三一八四の二、字三十四号三六七一、字三十七号四二〇四の一から四二〇四の三まで、字三十八号四二七二の二、四二七三の三の一部、四二七三の三、四二七四の二、四二七四の三の一部、四二七四の四、四二八五の二の一部、字三十九号四三四〇の二の一部、四三四〇の四の一部、四三六二の二の一部、四三六三の二の一部、四三七八の二の一部、四三七九の一部、四三八四の二の一部、四四三二の二の一部、四四三三の二の一部、相原町字根岸二八七一の一から二八七一の三までの各一部、二八七四の二の一部、二九〇〇の一部、二九〇五の一の一部、二九〇五の二の一部、二九一五の二の一部、二九一六の一部、三〇九六の四の一部、三〇九七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに小山町字三十九号四三四〇の一、四三四〇の五、四三四一の一から四三四一の三まで、四三四二、四三六一の一、四三六一の三、四三六四の二、四三六四の三、四三七七の一、四三七七の二、四三八四の一、四三八四の三、四四三〇の二から四四三〇の四まで、四四三一の二、相原町字根岸二八五六の一〇、二八五六の一一、二八七五の二、二九〇一の二、二九〇五の一、三一〇八、三一一〇、三一一一、三一一四の一一、三一一四の一三、三一一四の一九、三一一五の一二、三一一五の一三、三四二四の五、字川島三二四〇の二、三二四二の二の地先の道路、水路である国有地の一部

○法務省告示第百九十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和二年十月二十八日

法務大臣　上川　陽子

住所　兵庫県姫路市東辻井１丁目11番27号
趙広学　昭和49年５月４日生

住所　大阪市中央区日本橋１丁目９番16号
ジェーン・ヴァン・キント・マナランダ　平成11年12月14日生

住所　沖縄県石垣市字登野城720番地
梁マコ　昭和51年７月６日生

住所　大阪市浪速区大国２丁目８番３―203号
朱梓熙　平成３年８月７日生